

第15期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年2月26日（水曜日） 午前11時

受付開始：午前10時30分

※開始時刻は、午前11時でございますの
でご注意ください。

開催場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号

栄ガスビル 5階 栄ガスホール（末尾の
定時株主総会会場ご案内図をご参照くださ
い。）

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を
除く。）6名選任の件



HIKARI
FOOD SERVICE

証券コード 138A
(発送日) 2025年2月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年2月4日

株 主 各 位

名古屋市中村区則武一丁目10番6号
ノリタケ第一ビル101
光フードサービス株式会社
代表取締役社長 大谷 光徳

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://hikari-food-service.jp/ir/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/138A/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「光フードサービス」又は「コード」に当社証券コード「138A」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年2月25日(火曜日)午後6時までに議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年2月26日(水曜日) 午前11時 (受付開始 午前10時30分)
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 栄ガスホール (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第15期(2023年12月1日から2024年11月30日まで) 事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項 議案

- 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(※)に掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。

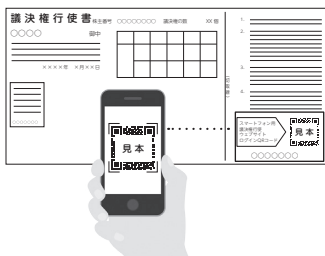
※ 当社ウェブサイト <https://hikari-food-service.jp/ir/meeting.html>

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

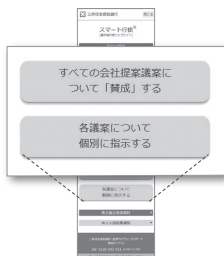
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でスマートフォンやパソコンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

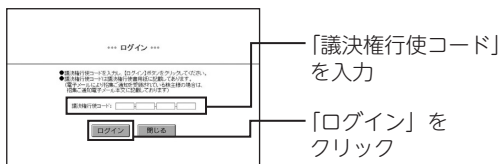
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

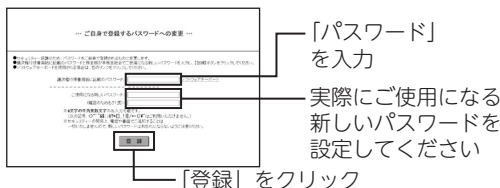
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年12月1日から)
(2024年11月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が沈静化の様相を見せるとともに、インバウンドがますます増加して、社会経済活動はようやく賑わいを見せつつある一方、国際情勢悪化の長期化や、わが国及び米国における政権事情の動向の変化とともに、過去に類をみない円安傾向が未だ継続し、原材料やエネルギー価格が高騰、また、一般消費財も値上げの傾向が続いており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、人出の回復が見られるものの、国際情勢悪化や円安等に起因する原材料やエネルギーの価格高騰、一般消費財も値上げ等が継続しており未だ厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社では、各種媒体におけるIR活動に加え、一大イベントであるレッチュー甲子園の開催、ブランド認知拡大のため5月に名古屋市にて開催された音楽フェス「FREEDOM NAGOYA 2024」への出店や、各店舗考案による独自のイベント、限定メニューの提供等の施策を実施、継続してQSC (Quality Service Cleanliness) の向上にも取り組み、より多くのお客様に楽しんで頂けるような活動を継続しております。

また、従業員の安定的な財産形成の促進、会社経営への参画意識の向上、福利厚生の充実による人材獲得と定着など、当社の中長期的な企業価値の向上を目的として従業員持株会を設立することを8月に決定いたしました。従業員への福利厚生の上については、今後も継続して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、当事業年度において新規直営店9店舗及び新規業務委託店1店舗の出店、直営店1店舗のリニューアルオープン、直営店2店舗及び業務委託店1店舗の退店を実施いたしました。当事業年度末日における店舗数は61店舗（うちフランチャイズ店15店舗）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,566,848千円（前年同期比15.4%増）、売上総利益は1,884,517千円（前年同期比17.1%増）となりました。販売費及び一般管理費は1,667,435千円（前年同期比23.8%増）となり、営業利益は217,082千円（前年同期比

17.3%減)、経常利益は191,253千円(前年同期比25.0%減)、当期純利益は100,327千円(前年同期比50.1%減)となりました。

当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資総額は、269,676千円であります。

その主なものは、11店舗の新規出店の新設、リニューアルに伴うものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、2024年2月28日に東京証券取引所グロース市場及び名古屋証券取引所ネクスト市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり2024年2月27日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)により320,000株の新株式を発行し、783,104千円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2021年11月期)	第 13 期 (2022年11月期)	第 14 期 (2023年11月期)	第 15 期 (当事業年度) (2024年11月期)
売 上 高 (千円)	868,429	1,684,256	2,225,111	2,566,848
経 常 利 益 (千円)	109,858	133,189	255,065	191,253
当 期 純 利 益 (千円)	40,576	62,876	201,040	100,327
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	60.38	93.57	299.17	109.64
総 資 産 (千円)	1,777,313	1,870,769	1,764,590	2,408,540
純 資 産 (千円)	104,984	162,847	363,887	1,247,319

(注)当社は、2023年10月31日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 人材採用・教育

当社が成長を続けていくためには、今後、優秀な人材の確保が必要不可欠と考えております。当社の企業理念を理解し、賛同した人材の採用を最重要課題とし、中途採用だけでなくスカウト採用にも積極的に取り組んでまいります。また、一人ひとりの適材適所を見極め、労力に対する成果を最大化させるとともに、外食産業に限らない経験豊富な人材の招聘等により、変化する経営環境に対し柔軟に対応できる組織を目指してまいります。

人材教育に関しては、理念の浸透が一番と考え、特に重要な位置づけとなる店長及び現場スタッフに対しては教育プログラムを強化し、店舗運営力の更なる向上に取り組んでまいります。

② 新規出店の推進

現在、名古屋市内、関東地域、広島市内での事業展開を行っており、ドミナント戦略の観点からは、既存エリアにおいても出店の余地はあるものの、今後は、更に新たな地域への出店も視野に入れて、継続的な成長を目指してまいります。

近年、時代の変化とともに、面積の広い物件よりも小さな物件に対する注目度が集まっており、物件の獲得段階における競争が高まっているため、最適な物件の獲得が最重要課題となっております。

③ 既存店売上高の維持向上

外食産業は、参入が比較的に容易であることから、企業間競争が激しいことに加え、個人消費の動向に影響を受けやすく、市場が中食へ傾いているのが現状です。

その中で当社は、「LTV（Life Time Value）を最大化する」をコンセプトに事業展開を進め、地元のお客様に長く愛され、記憶に残る時間、空間を提供し続けていくことが、繁盛店維持の鍵であると考えております。

親しみのある串焼き、刺身、天ぷらというコンテンツと、通いやすい、入店しやすい金額設定の業態モデル、そこに顔なじみの店員をプラスすることで、他社との差別化及び「代わりの利かない店」を目指し、収益の確保に臨んでまいります。今後も、味は勿論のこと、通いがいのある空間をお客様に提供できるよう社員教育を徹底し、お客様満足度を高めていくことにより、既存店売上高を継続的に維持向上できるようマネジメントに取り組んでまいります。

④ 衛生・品質管理の強化、徹底

当社では、セントラルキッチンにおいて、お客様に提供する食材の仕入及び加工を行っており、食の安全に関して重い社会的責任が課されているものと認識しております。外食産業においては、食中毒事故や異物混入事故の発生、偽装表示の問題等により、食品の安全性担保に対する社会的な要請が強まっております。

セントラルキッチン及び店舗では衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、セントラルキッチン及び店舗に対して、内部監査担当者による定期的なチェックを実施し、現行法令の遵守並びに最新の法令改正等のキャッチアップを行い、衛生・品質管理体制の更なる強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年11月30日現在)

事 業	内 容
居酒屋事業	立呑み焼きとん大黒、立呑み魚椿、大国ホルモン、酔い処ニュー大黒
ラーメン事業	横浜家系ラーメン金山家
焼肉事業	焼肉まるい精肉店

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年11月30日現在)

	事業区分	名称	所在地
本 社	—	—	愛知県名古屋市
営 業 所	居酒屋事業部	大黒 (直営店・業務委託店)	愛知県、東京都、広島県
		魚椿 (直営店・業務委託店)	愛知県、東京都、広島県
	ラーメン事業	金山家 (直営店・業務委託店)	愛知県
	焼 肉 事 業	焼肉まるい精肉店 (直営店)	愛知県
工 場	商 品 開 発	セントラルキッチン	愛知県

(7) 従業員の状況 (2024年11月30日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
174名 (57名)	30名増 (増減なし)	28.8歳	2.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員 (1日8時間換算) を () 内にて外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年11月30日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 (千円)
株 式 会 社 愛 知 銀 行	378,947
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	160,320
株 式 会 社 り そ な 銀 行	87,111
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	61,656
株 式 会 社 中 京 銀 行	40,902
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	15,934
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	4,146

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年11月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 2,688,000株

(2) 発行済株式の総数 992,000株

(注)2024年2月27日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株式の発行により、発行済株式総数は320,000株増加しております。

(3) 株主数 872名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社エム・カンパニー	420,000	42.34
大谷 光徳	132,000	13.31
中島 翔太	60,000	6.05
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	33,000	3.33
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	24,600	2.48
a uカブコム証券株式会社	22,500	2.27
野村証券株式会社	18,200	1.83
並川 崇徳	12,200	1.23
石田 央	12,000	1.21
J Pモルガン証券株式会社	11,100	1.12

(注) 株式会社エム・カンパニーは、当社代表取締役社長である大谷光徳が株式を保有する資産管理会社であります。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2024年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大谷光徳	－
専務取締役	中島翔太	事業本部長
取締役	齋藤寛也	居酒屋事業部長
取締役	石田央	管理部長
取締役	近藤知大	経営戦略室長
取締役	加藤博康	サンキ工業株式会社 代表取締役 アプリエンジニアリング株式会社 専務取締役 合資会社加藤製作所 代表社員 P.T. GMS I 取締役 伸技工業株式会社 代表取締役
取締役（常勤監査等委員）	渡邊貴志	－
取締役（監査等委員）	藤澤昌隆	リーダーズ法律事務所 代表弁護士 株式会社トラスト 社外取締役
取締役（監査等委員）	横井ゆきえ	横井コンサルティングオフィス

- (注) 1. 取締役加藤博康氏並びに取締役（監査等委員）渡邊貴志氏、藤澤昌隆氏及び横井ゆきえ氏は社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）渡邊貴志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために渡邊貴志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役加藤博康氏、渡邊貴志氏、藤澤昌隆氏及び横井ゆきえ氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役加藤博康氏及び各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、全ての被保険者について、その保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

①. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年9月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、(4)内において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が整合していること、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。

イ. 基本方針

取締役の報酬は、基本報酬のみにより構成されており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は導入しておりません。

ロ. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は月例の固定の金銭報酬のみとし、その金額については、基準額を定めた上で、①役位、②職責、③業績等、を総合的に勘案することとします。基準額については、利益獲得実績、外部環境等の諸要因を考慮し決定することとします。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役の個人別の具体的な基本報酬の額については、株主総会にて決議された総枠の中で、取締役については委員の過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、取締役（監査等委員）については取締役（監査等委員）の協議にて決定しております。

②. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	82,670 (1,100)	82,670 (1,100)	－ (－)	－ (－)	6 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10,240 (10,240)	10,240 (10,240)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	92,910 (11,340)	92,910 (11,340)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2022年9月28日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）であります。

3. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2022年9月28日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

①. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役加藤博康氏は、サンキ工業株式会社の代表取締役、アプリエンジニアリング株式会社の専務取締役、合資会社加藤製作所の代表社員、P T. G M S I の取締役及び伸技工業株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間にはいずれも特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）藤澤昌隆氏は、リーダーズ法律事務所の代表弁護士及び株式会社トラストの社外取締役であります。当社と各兼職先との間にはいずれも特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）横井ゆきえ氏は、横井コンサルティングオフィスを経営しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
<p>社外取締役 加藤博康</p>	<p>当事業年度において開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に会社経営経験者の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
<p>社外取締役（監査等委員） 渡邊貴志</p>	<p>当事業年度において開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、企業会計に関する幅広い知識と知見に基づき、ガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制及び経営課題への取り組み等に関する意見を述べております。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
<p>社外取締役（監査等委員） 藤澤昌隆</p>	<p>当事業年度において開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経営に関する経験から、当社経営の監督機能強化についての発言を行っております。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 横井 ゆ き え	当事業年度において開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。社会保険労務士として培われた労務及びコンプライアンス面における豊富な知識と経験から、労務管理面での発言を行っております。取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会1回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,600
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,200

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役及び使用人への周知及び徹底を図る。
- ・「内部通報規程」を制定し、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努める。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定める。
- ・内部監査については、「内部監査規程」に基づき代表取締役社長が指名した、監査対象部門とは独立した内部監査担当者が行う。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき、内部統制システムの運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。また、内部統制の評価は、代表取締役社長が指名した、監査対象部門とは独立した内部監査担当者が行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理する。なお、取締役はこれらの文書を常時閲覧することができるものとする。
- ・不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「情報システム管理規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。
- ・各法令及び証券取引所の定める諸規則等の要求に従い、会社情報を適時適切に開示する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社に損失を及ぼす虞のあるリスクが発生した場合において、当社への被害を最小化することを目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及び対処方針を決定し、共有を図る。
- ・「リスク・コンプライアンス委員会」を原則として年4回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、必要に応じてリスクへの対策を検討し、実施する。
- ・緊急事態発生の際には、社長は直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集及び分析、対応策及び再発防止策の検討及び実施等を行い、事態の早期解決に努める。
- ・内部監査担当者は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- ・「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」に従って、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行う。

5. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命する。

6. 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに該当取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・当該使用人の人事評価及び異動については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ・当該使用人は、監査等委員会の指示に関する限りにおいて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないこととする。

7. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する虞があると認識した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。
- ・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- ・内部監査担当者は、監査等委員会に内部監査の実施状況を随時報告する。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員会へ報告した者に対し、不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社内の取締役及び使用人に徹底する。

9. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役との定期的な意見交換の実施や、監査等委員会と内部監査担当者との連携を図ることのできる環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
- ・監査等委員会が必要に応じて会計監査人や弁護士等の専門家の意見を求めることができる環境を整備する。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

- ・「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求には一切応じないことを基本方針とし、取引先がこれらと関わる企業もしくは団体等であると判明した場合には直ちに取引を解消する。
- ・新規の取引を開始するにあたっては、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認の上、取引を開始する。

- ・万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、適切に対処することのできる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 情報の保存及び管理について

文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役会及び重要会議の議事録、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・保存管理しております。記録文書は、取締役、監査等委員の求めがあれば随時、閲覧提供しております。

2. 取締役会について

定例取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しております。会社の重要事項は社内規程に基づき決定し、その内容は翌月の取締役会において取締役及び監査等委員会に報告しております。

3. 内部監査の実施について

経営戦略室にて、社内規程に基づき、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。

4. 監査等委員会の職務の執行について

取締役会には監査等委員が、重要な会議には常勤監査等委員が出席し、業務の執行状況を確認しております。また、代表取締役社長及び経営戦略室と定期的な意見交換を実施しております。

5. リスク・コンプライアンス管理体制について

「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的開催し、当社のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現状において成長過程であり、さらなるブランド強化、人材確保、経営基盤の強化等、まずは内部留保の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考えております。しかしながら、株主への利益還元は重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を鑑みつつ、事業・投資計画、事業環境等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、2025年1月14日開催の当社取締役会に基づき、当社が2024年2月28日に東京証券取引所グロース市場及び名古屋証券取引所ネクスト市場に上場したことを記念して、1株当たり20円の普通配当に加え、1株当たり20円の記念配当を決議し、合計40円の配当を実施することといたしました。

内部留保資金については、店舗の新設及び改装費のほか、今後の事業展開のための人材の採用や教育など、将来の利益に貢献する有効な投資資金として活用しつつ、より一層の財務体質強化にも努める所存であります。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末配当を行うことを基本的な方針としており、その他に年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

- (注) 1. 本事業報告中の記載金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示していません。
2. 1株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入して表示してあります。
3. 比率は表示単位未満を四捨五入して表示してあります。

貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,502,113	流動負債	519,436
現金及び預金	1,321,909	買掛金	78,744
売掛金	100,037	1年内返済予定の長期借入金	164,111
商品及び製品	10,893	未払金	78,063
原材料及び貯蔵品	5,026	未払費用	118,291
前払費用	40,926	未払法人税等	33,262
未収入金	22,009	未払消費税等	8,341
その他	1,311	預り金	27,931
固定資産	906,426	契約負債	4,183
有形固定資産	656,172	リース資産減損勘定	1,605
建物	525,012	その他	4,902
構築物	0	固定負債	641,784
機械及び装置	99,917	長期借入金	584,905
工具、器具及び備品	30,508	資産除去債務	47,981
車両運搬具	680	長期リース資産減損勘定	1,204
建設仮勘定	53	その他	7,693
無形固定資産	11,499	負債合計	1,161,221
商標権	1,925	(純資産の部)	
ソフトウェア	9,574	株主資本	1,247,319
投資その他の資産	238,753	資本金	411,552
差入保証金	126,246	資本剰余金	391,552
長期前払費用	28,420	資本準備金	391,552
繰延税金資産	84,037	利益剰余金	444,215
その他	50	その他利益剰余金	444,215
		繰越利益剰余金	444,215
資産合計	2,408,540	純資産合計	1,247,319
		負債純資産合計	2,408,540

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年12月1日から
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,566,848
売上原価	682,330
売上総利益	1,884,517
販売費及び一般管理費	1,667,435
営業利益	217,082
営業外収益	
受取利息	115
利子補給金	186
補助金収入	1,210
その他	1,327
	2,839
営業外費用	
支払利息	8,296
上場関連費用	16,737
その他	3,633
	28,668
経常利益	191,253
特別損失	
減損損失	26,123
税引前当期純利益	165,130
法人税、住民税及び事業税	54,065
法人税等調整額	10,737
当期純利益	100,327

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から
2024年11月30日まで)

(単位：千円)

残高及び 変動事由	株 主 資 本						純資産 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,000	-	-	343,887	343,887	363,887	363,887
当期変動額							
新株の発行	391,552	391,552	391,552			783,104	783,104
当期純利益				100,327	100,327	100,327	100,327
当期変動額合計	391,552	391,552	391,552	100,327	100,327	883,431	883,431
当期末残高	411,552	391,552	391,552	444,215	444,215	1,247,319	1,247,319

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～20年
構築物	10年
機械及び装置	5～8年
工具、器具及び備品	3～15年
車両運搬具	2年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
商標権	10年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権もないため、貸倒引当金を計上していません。

② 店舗閉鎖損失引当金

閉鎖を決定した店舗について、将来の店舗閉鎖損失に伴い発生すると見込まれる損失額を計上しております。

なお、当事業年度においては、将来発生すると見込まれる損失額がないため、店舗閉鎖損失引当金を計上していません。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 商品及び製品の販売

商品及び製品の販売については、顧客に商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品又は製品を引き渡す一時点において充足する取引であるため、引き渡し時点で収益を認識

しております。なお、当社の役割が代理人に該当する取引については、対応する費用と相殺した純額で収益を認識しております。

② フランチャイズ契約

フランチャイズ契約に基づく加盟料については、顧客にフランチャイズサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は契約期間にわたって充足する取引であるため、契約期間にわたって合理的な基準に基づき収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

項	目	金	額
有形固定資産			656,172
ソフトウェア			9,574
借入に係る保証料等を除く長期前払費用			19,489
減損損失			26,123

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

資産グループについては、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基準にしてグルーピングを行っております。

各店舗における営業損益の悪化又は退店の意思決定等が生じた場合に減損の兆候を識別しており、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、中期経営計画を基礎としておりますが、今後の外食業界の動向等により大きな影響を受けるため、割引前将来キャッシュ・フローの見込みが大きく変動した場合、固定資産の評価に影響を与え、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

432,991千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 (千円)
愛知県名古屋市	店舗	建物	2,471
		機械及び装置	94
愛知県名古屋市	店舗	建物	5,526
		機械及び装置	325
		工具、器具及び備品	162
愛知県名古屋市	店舗	建物	4,887
		長期前払費用	107
東京都中野区	店舗	建物	12,162
		長期前払費用	383

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に店舗を基準にしてグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである店舗につきましては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額は0円として測定しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の額

顧客との契約から生じる収益の金額は、個別注記表「10. 収益認識に関する注記」の「(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	672,000	320,000	—	992,000

(注) 2024年2月28日に東京証券取引所グロース市場及び名古屋証券取引所ネクスト市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり2024年2月27日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による新株式320,000株の発行により、320,000株増加しております。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年1月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	39,680	40.00	2024年11月30日	2025年2月12日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主に新規出店の設備投資計画を勘案して、必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。また、資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

差入保証金は、主に店舗の賃借取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金は、新規出店に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、取引開始時において取引先の信用判定を行うとともに、取引先ごとの期日及び残高を管理しております。

差入保証金に係る差入先の信用リスクは、差入先の信用状況を確認するなど回収可能性を検討するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金の金利変動リスクについて、市場金利の状況を定期的にモニタリングする等により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入保証金	126,246	119,943	△6,303
資産計	126,246	119,943	△6,303
長期借入金（1年内返済予定を含む。）	749,016	740,960	△8,055
負債計	749,016	740,960	△8,055

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金	1,291,940	—	—	—	—	—
売掛金	100,037	—	—	—	—	—
未収入金	22,009	—	—	—	—	—
差入保証金	4,424	14,373	12,804	15,353	18,426	60,864
合計	1,418,411	14,373	12,804	15,353	18,426	60,864

(注) 2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	164,111	148,872	120,966	105,266	92,176	117,625

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
差入保証金	－	119,943	－	119,943
資産計	－	119,943	－	119,943
長期借入金	－	740,960	－	740,960
負債計	－	740,960	－	740,960

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	25,160千円
減損損失	33,504 //
資産除去債務	14,682 //
未払賞与	8,336 //
投資有価証券評価損	361 //
未払事業税等	4,158 //
契約負債	1,280 //
その他	4,404 //
繰延税金資産小計	91,888千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△361 //
評価性引当額小計	△361千円
繰延税金資産合計	91,526千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△7,489 //
繰延税金負債合計	△7,489千円
繰延税金資産純額	84,037千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	－千円
1年超	29,898 //
合計	29,898千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	大谷光徳	(被所有) 直接 13.31% 間接 42.34%	当社 代表取締役社長	当社の不動産賃貸借契 約に対する債務被保証 (注)	53,594	-	-

(注) 当社は、店舗の賃借料について、代表取締役社長大谷光徳から債務保証を受けております。取引金額については、当事業年度において計上した地代家賃を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

製品及びサービスの名称	当事業年度 (自2023年12月1日 至2024年11月30日)
直営店売上高	2,425,952
業務委託売上高	99,576
F C売上高	24,471
顧客との契約から生じる収益	2,550,000
その他の収益	16,847
外部顧客への売上高	2,566,848

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当 事 業 年 度 (自2023年12月1日 至2024年11月30日)
契約負債（期首残高）	6,633
契約負債（期末残高）	4,183

② 残存履行義務に分配する取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は主にフランチャイズ加盟金及び業務委託加盟金収入に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当 事 業 年 度 (自2023年12月1日 至2024年11月30日)
1年以内	2,116
1年超5年以内	2,066
合計	4,183

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,257円38銭
(2) 1株当たり当期純利益 109円64銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

光フードサービス株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員	公 認 会 計 士	小	出	修	平
業 務 執 行 社 員					
指 定 社 員	公 認 会 計 士	木	全	泰	之
業 務 執 行 社 員					

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、光フードサービス株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月17日

光フードサービス株式会社 監査等委員会

常勤 監査等委員 渡邊 貴志 ㊟

監査等委員 藤澤 昌隆 ㊟

監査等委員 横井 ゆきえ ㊟

(注) 監査等委員渡邊貴志、藤澤昌隆、横井ゆきえは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">再任男性</p> <p>おおたにみつのり 大谷光徳 (1980年7月26日)</p>	<p>2000年4月 株式会社名古屋南山入社</p> <p>2008年3月 個人事業開業</p> <p>2009年12月 当社設立、代表取締役社長就任（現任）</p>	132,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大谷光徳氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者であり、経営者としてこれまで会社を牽引し続け、豊富な経験、実績、見識を有していることであります。そのリーダーシップをもって現体制を築き上げた功績により、当社の成長発展に適任であり、取締役として今後の当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たす欠かせない人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2	<p style="text-align: center;">再任男性</p> <p>なかしましょうた 中島翔太 (1984年5月13日)</p>	<p>2009年12月 当社入社</p> <p>2018年2月 当社専務取締役事業本部長就任（現任）</p>	60,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中島翔太氏を取締役候補者とした理由は、創業当初よりすべての事業の現場を取り仕切り、同分野において豊富な経験と幅広い見識を有していることあります。これらを活かし、取締役として今後の当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たす欠かせない人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">再任男性</p> <p>さいとうひろや 齋藤寛也 (1989年4月15日)</p>	<p>2012年4月 有限会社COLORS入社 2014年5月 当社入社 2018年2月 当社取締役居酒屋事業部長就任（現任）</p>	—
<p>【取締役候補者とした理由】 齋藤寛也氏を取締役候補者とした理由は、創業当初より居酒屋事業の現場を取り仕切り、同分野において豊富な経験と幅広い見識を有していることであります。これらを活かし、取締役として今後の当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たす欠かせない人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
4	<p style="text-align: center;">再任男性</p> <p>いしだあきら 石田央 (1983年4月25日)</p>	<p>2006年9月 高崎勇一税理士事務所入所 2015年9月 税理士登録 2018年12月 当社入社、管理部長就任 2019年9月 当社取締役管理部長就任（現任）</p>	12,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 石田央氏を取締役候補者とした理由は、当社の管理部門を統括しており、同分野における豊富な経験や、税理士として培われた専門的な知見を有していることであります。これらを活かし、取締役として今後の当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たす欠かせない人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	再任男性 こん どう とも ひろ 近 藤 知 大 (1981年2月9日)	1998年4月 株式会社一光入社 2001年11月 株式会社日急入社 2007年2月 株式会社ミーツ入社 2013年1月 有限会社ファーストモア入社 2016年11月 当社入社 2018年2月 当社監査役就任 2020年6月 当社取締役経営戦略室長就任(現任)	—
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>近藤知大氏を取締役候補者とした理由は、過去の勤務先における豊富な業務経験に加えて、当社においても2年超、監査役を務め、当社の事業内容等に精通しており、豊富な経験と幅広い見識を有していることであります。これらを活かし、取締役として今後の当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たす欠かせない人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。</p>		
6	再任社外独立男性 か どう ひろ やす 加 藤 博 康 (1962年6月27日)	1985年4月 合資会社加藤製作所入社 1994年12月 サンキ工業株式会社代表取締役就任(現任) 1997年9月 アプリエンジニアリング株式会社専務取締役就任(現任) 2009年2月 合資会社加藤製作所代表社員就任(現任) 2013年4月 P T . G M S I 取締役就任(現任) 2019年12月 伸技工業株式会社代表取締役就任(現任) 2019年12月 伸技機工有限会社(現、伸技工業株式会社)代表取締役就任(2022年8月伸技工業株式会社に吸収合併) 2022年2月 当社取締役就任(現任)	—
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>加藤博康氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり現在まで、複数の企業経営に携わり、経営リスク、コンプライアンス、内部統制に関する多くの知見と経験を有していることであります。これらを活かし、社外取締役として当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できることから、引き続き社外取締役候補者としたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 加藤博康氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
3. 当社は、加藤博康氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める

損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、加藤博康氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

栄ガスビル5階 栄ガスホール

住 所：名古屋市中区栄三丁目15番33号

交通

地下鉄 東山線・名城線「栄」駅下車 サカエチカ6番出口 徒歩5分

名城線「矢場町」駅下車 6番出口 徒歩3分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。